

公立病院改革ガイドライン(案)に対する地方公共団体からの主な意見(要旨)及び総務省の考え方

平成19年12月24日

地方公共団体からの意見等	総務省の考え方
<p>○医師不足について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の病院は医師確保が困難で、医業収入の確保が難しい状況。健全経営のためには、医師の必要数が確保されることが最大のポイント。 ・ 医師不足により、地域医療体制の維持が厳しくなっており、ガイドラインにおいても医師確保、医師等医療スタッフの勤務環境改善等に言及すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師確保対策については、関係省庁と協力して政府全体で取り組んでいるところ。ご意見を踏まえ、政府における医師確保対策への取組み、健全経営に向けての医師確保の重要性、医療スタッフの勤務環境改善への配慮等についてガイドラインに追記する。
<p>○診療報酬改定等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営悪化は、近年の診療報酬の減額改定や看護基準の見直しなど国の施策の結果によるところも大きい。 ・ 病院経営に影響のある診療報酬の改定が2年ごとに行われるため、収支計画も改定を踏まえて見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立病院も民間病院と同様、診療報酬の改定等の経営環境の変化に対応して収支計画等を見直すことが必要であり、その趣旨をガイドラインに追記する。
<p>○診療所の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改革プラン策定は病院だけでなく診療所も行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて診療所においても病院に準じた取組みが行われることは望ましいと考えられるので、その趣旨をガイドラインに追記する。
<p>○公立病院の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域以外でも民間医療機関の立地が困難な地域はあるのではないか。 ・ 不採算で一般病院と異なる取扱が必要な専門病院として、精神科医療も明示すべき。 ・ 公立病院は単なる診療機能のみならず、「政策支援」「教育研修」「情報発信」「研究」など多様な機能が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案に掲げた公立病院の役割はあくまで「主なもの」の「例示」にすぎないが、「過疎地域」を過疎地域自立促進特別措置法に定める地域に限定したり、精神科医療を排除する趣旨ではないので、その旨が明らかになるよう案文を修正する。例示した以外の広範な機能については、各地方団体の改革プランにおいて必要に応じて盛り込み、対応する一般会計負担の考え方を明示していただければよいと考える。
<p>○民間病院との対比について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採算性を優先する民間病院と不採算部門を担っている公立病院では、経営基盤や考え方が違うため民間並みの経営や比較を行うことは適当ではない。 ・ 民間病院の経営指標の状況を正確に把握するのは難しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立病院においても不採算部分に関する一般会計負担が法令で規定され、これらの部分を除いて独立採算原則による考え方が取られている以上、これを前提とした民間病院との比較対照を行うことは合理的であると考え。民間病院との精確な比較対照には技術的な限界があることは事実であるが、全国的な統計データの状況や医療法改正に伴い整備される情報開示制度等を活用して工夫いただきたい。

地方公共団体からの意見等	総務省の考え方
<p>○経営効率化と地域医療確保の両立について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営効率化や財政面を強調しすぎると、地域医療確保とのバランスが取れなくなるのではないかと懸念される。 ・ 臨床指標や医療サービスの質の向上についてより重視すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案においても、財務面のみならず医療機能面でも目標設定や実施状況の検証を求めるなど、経営効率化と必要な医療機能の確保の両立に配慮されていると考える。臨床・医療機能面の目標等のさらなる充実については、各団体の改革プラン策定段階で検討し、その結論に応じてプランに盛り込み、取り組んでいただきたい。
<p>○地域事情等の勘案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市と地方では病院を取り巻く環境や条件が違っており、ガイドラインを一律に当てはめるのはいかがかと懸念される。 ・ 黒字の公立病院まで経営形態の見直しを強いるのはいかがかと懸念される。 ・ 現在の多くの病院事業の経営状況を考慮すると、減価償却前収支の黒字をまずは目標とすべきである。 ・ 二次医療圏で唯一の公立病院であるため、再編・ネットワーク化が考えられない。 ・ 地方の小規模な医療機関では優れた人材確保は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案においても、「改革プランの内容は一律のものとはならず、各々の地域と公立病院が置かれた実情を踏まえつつ、プランを策定することを期待する」旨明記している。ただし、ガイドラインは公立病院に共通する課題を踏まえて求められる取り組みの標準的な姿を示そうとしているものであり、取り組みの要否や内容を形式的に判断するのではなく、ガイドラインの趣旨を参酌して「よりよい姿」を目指すプランの策定に取り組んでいただきたい。
<p>○病床数等の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床利用率70%未満要件については、立地条件や病床規模等により状況が異なるので一律に適用することは問題。 ・ 恒常的に患者数が減少しているのではなく、最近の医師不足等によりやむなく休床している場合は考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病床利用率が過疎地等や小規模病院で低い傾向にあることは事実であるが、恒常的に極めて低い水準にある場合、健全経営の面のみならず限られた医療資源の有効活用の方から問題があるという観点に立って、見直しを行うべき水準の目安を示した。低水準が一時的なものでなく、今後も恒常的に継続すると見込まれる場合には、見直しを行うことが適当であるとする。
<p>○都道府県の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が地域医療全体の再編・ネットワーク化や経営形態の見直しについて主導的な役割を担うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案においても、都道府県自らが再編・ネットワーク化に関する計画・構想等を策定するなど、主体的に参画することを要請している。
<p>○改革プラン策定の手順について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 真に必要な公立病院の見極めについては、地域住民の意見を聴取すべき。 ・ 再編・ネットワーク化は、地域ごとに医師会や医師派遣元の大学、病院関係者、市町村、保健所など関係者による検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案においては、各団体に共通して想定される標準的なプラン策定の手順として都道府県の積極的な参画及び外部の有識者の助言等を掲げているが、関係者等の意見聴取・集約等の具体的な進め方については、これを踏まえつつ、各団体において適切に判断いただくべき事柄であるとする。

地方公共団体の意見等	総務省の考え方
<p>○改革プランと既存の計画・組織等との関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の経営計画や集中改革プラン、公営企業経営健全化計画等との関係をどう整理すればいいのか。 ・ プランの実施状況の点検・評価等は既存の審議会等を活用する方法も可とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の計画や点検・評価組織等がある場合、ガイドラインを踏まえてこれらについて必要な修正を加え、ガイドラインの求める内容、機能等を満たすものとするのであれば、その名称の如何にかかわらず、本ガイドラインの求める「改革プラン」・「委員会等」と位置づけることとして差し支えないと考える。
<p>○財政措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全経営に向けた努力にも限界があり、地域医療確保のための一層の財政支援措置を要望する。 ・ 過疎地域の公立病院に関する地方交付税措置の充実を希望する。 ・ 再編・統合に際しては、ソフト・ハード両面での支援が必要である。 ・ 退職手当の負担や既存施設の除却等の費用、整理統合の対象となる病院の不良債務の清算等について支援策を講じてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、再編・ネットワーク化など、公立病院改革の実施に要する経費について所要の地方財政措置を講じることとともに、公立病院に関する既存の地方財政措置についても、平成20年度以降さらなる検討を加える事項を含め、必要な見直しを行うこととしている。

※ 地方公共団体からの意見等の総数は、258団体のべ1789件である。